

## 石巻市放射線量測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する放射線量測定器（以下「測定器」という。）を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 測定器の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住している20歳以上の者
- (2) 市内に固定資産を有している者又は事業所

(貸出時間)

第3条 測定器の貸出時間は、午前9時から午後3時30分まで（石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）とし、貸出日当日の午後4時30分までに返却するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(貸出台数)

第4条 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 測定器の貸出料は、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 測定器の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市放射線量測定器貸出申請書（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、申請者は、次に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) 健康保険証、運転免許証その他申請者本人であることが確認できる書類
- (2) 市内に固定資産を有することが確認できる書類
- (3) 前2号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

(貸出許可等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、測定器を貸し出すものとする。

(禁止事項)

第8条 測定器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出しを受けた測定器を使用して次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 営利目的の使用
- (2) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

(借受者の責務)

第9条 借受者は、貸出しを受けた測定器を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限

りではない。

(報告)

第10条 市長は、借受者に対して測定値等の数値の提供を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。